

北海道建設部営繕工事監督要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、北海道建設部建築局が監督する請負工事の施工に際し、契約書及び設計図書（以下「契約図書」という。）に基づき、契約の適正な履行を確保するとともに、工事が円滑に進められるよう、監督業務を行う職員（以下「工事監督員」という。）の指定及び職務について定める。

(工事監督員の指定等)

第2条 支出負担行為担当者等は、建築保全課長、建築整備課長、設備・環境担当課長及び大規模施設整備担当課長（以下「課長」という。）の上申に基づき、次表の区分に応じて、工事の請負契約ごとに工事監督員を指定する。（別に定める「小規模工事」を除く。）

項目 名称	対 象 職 員	対 象 工 事
総括監督員	主幹	全ての工事
主任監督員	主査	主査が監督員を行うものを除いた工事
監督員	課長、主幹を除く全ての職員 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 合併工事の場合など必要に応じて2名以上指定することができる。 </div>	全ての工事

- 2 支出負担行為担当者等は、監督員を2名以上指定した場合は、各監督員の分担する業務内容を明示する。
- 3 工事監督員は、工事の受渡し（解体工事は、完成検査において完成と認められたとき）をもって解任される。
- 4 課長は、特に必要と認める場合、旅行命令又は外勤命令（以下「旅行命令等」という。）により、当該工事の監督員以外の職員に監督業務をさせることができる。この場合、旅行命令等をもって監督員の指定を受けたものとみなし、帰庁復命をもって解任される。なお、これによる受注者に対する通知は、課長が行うものとする。
- 5 建築基準法第5条の6第4項に基づき工事監理者を定めなければならない工事に係る工事監督員（建築）には、建築士法第3条、第3条の2、第3条の3の規定に応じ必要な建築士の資格を有する者を1名以上指定する。

(工事監督員の一般的職務)

第3条 工事監督員は、次の各号に掲げる業務を行うとともに、支出負担行為担当者等と緊密に連絡を行い、監督の実施について報告をしなければならない。

- (1) 契約の履行についての受注者の現場代理人に対する必要な指示、承諾及び協議

- (2) 契約図書に基づく工事の施工のために必要な図書等の交付、又は受注者が作成した図書等の承諾
 - (3) 契約図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工状況の検査、確認（段階確認含む。）又は工事材料の試験、検査、確認の実施
 - (4) 工事の内容の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認められる場合における措置に係る上申（理由を含む。）、その他契約図書に基づく必要事項の報告
- 2 工事監督員は、請負契約の適正な履行を確保するために、契約図書を把握するものとする。
 - 3 工事監督員は、監督の実施に当たっては、受注者の業務を不当に妨げる行為をしてはならない。
 - 4 工事監督員は、監督上知り得た業務上の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。
 - 5 工事監督員は、本要領のほか、「営繕工事監督の手引き」、「営繕工事監督のポイント」に基づき工事の監督を行わなければならない。

（工事監督員の職務分担）

- 第 4 条** 工事監督員は、監督員、主任監督員及び総括監督員とし、監督業務を行うものとする。
- 2 監督員は、主任監督員の指示によるほか、前条第1 項各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 3 主任監督員は、総括監督員の指示によるほか、監督員を指揮指導し、主に次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 前条第1 項第1 号の内、重要なもの
 - (2) 前条第1 項第3 号の内、重要なもの
 - 4 総括監督員は、主任監督員及び監督員を指揮指導し、主に前条第1 項第1 号の内、特に重要なものを行うものとする。

第 2 章 工事の監督

（契約図書に基づく処理方法）

- 第 5 条** 工事監督員は、契約図書に示された指示、承諾（図書等の作成含む。）、協議、検査及び確認等について、工事打合せ記録簿等にて適正に処理するものとする。

（工事工程表の受理及び報告）

- 第 6 条** 工事監督員は、受注者から工事工程表の提出があったときは、内容を確認した上で、速やかに支出負担行為担当者等に報告しなければならない。

（現場代理人等指定通知書等の受理及び報告）

- 第 7 条** 工事監督員は、受注者から現場代理人等指定通知書及び経歴書の提出があったときは、内容を確認した上で、速やかに支出負担行為担当者等に報告しなければならない。

（下請負人選定通知書の受理及び報告）

- 第 8 条** 工事監督員は、受注者から下請負人選定通知書の提出があった場合は、内容を確認した上で、速やかに支出負担行為担当者等に報告しなければならない。

（施工体制台帳の写し等の受理及び報告）

第 9 条 工事監督員は、受注者から建設業法に基づく施工体制台帳の写し等の提出があった場合は、内容を確認した上で、速やかに支出負担行為担当者等に報告しなければならない。

（工事实績情報の受理等）

第 10 条 工事監督員は、工事实績情報を登録することが必要な場合は、受注者からあらかじめ登録内容の報告を受け、登録されることを証明する資料の提出を受けるものとする。

（施工計画書の受理）

第 11 条 工事監督員は、受注者から提出された施工計画書により、施工計画の内容を把握するものとする。また、杭工事に関する施工計画書については、工事検査室の確認を受けるものとする。なお、施工計画書に変更が生じた場合も同様とする。

（再生資源利用計画書（実施書）又は再生資源利用促進計画書（実施書）の受理）

第 12 条 工事監督員は、受注者から資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく再生資源利用計画書（実施書）又は再生資源利用促進計画書（実施書）の提出があった場合は、適正に処理するものとする。

（技能士選定通知書の受理）

第 13 条 工事監督員は、契約図書において技能士を適用した場合は、受注者からあらかじめ技能士選定通知書及び技能士であることを証する書面の提出を受けるものとする。

（指定材料の確認）

第 14 条 工事監督員は、契約図書において、工事監督員の検査若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は工事監督員の立会いの上調合若しくは調合について見本の検査を受けるものと指定された工事材料については、品質、規格等の検査又は確認を行わなければならない。

（工事監督員の立会い）

第 15 条 工事監督員は、契約図書において工事監督員の立会いの上施工するものと指定された事項については、現場代理人からの立会願により立会いを行うものとする。

（工事施工状況の確認）

第 16 条 工事監督員は、契約図書において段階確認後施工するものと指定された事項、現場代理人から段階確認願により要請のあった事項及び工事監督員が特に必要と認める事項については、でき形、品質、規格、数量等の施工状況の確認を行うものとする。

（改造請求及び破壊による検査）

第 17 条 工事監督員は、工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行わなければならない。

2 工事監督員は、契約図書において工事監督員の検査、確認、立会及び記録の整備を指定されたもののうち、受注者はその義務を怠って施工した場合、又は工事の施工部分が契約図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要がある

と認められる場合に、工事の施工部分を最小限に破壊して検査するものとする。

(工程把握及び工事促進指示)

第18条 工事監督員は、受注者からの履行報告に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行うものとする。

(関連工事との調整)

第19条 工事監督員は、当該工事に関連する他の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、受注者に対し必要事項を指示するものとする。

(書類の整理)

第20条 工事監督員は、現場代理人より提出若しくは自己が作成した工事打合せ記録簿等、地元対応の経緯及び関係機関との協議、報告書等について、その経過を明らかにし、整理しておかなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第21条 工事監督員は、現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められるとき又は主任技術者若しくは監理技術者、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人等で、工事の施工若しくは管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、工事関係者措置要求上申書を支出負担行為担当者等に提出し、その指示を受けるものとする。

(条件不一致に関する確認、調査)

第22条 工事監督員は、次の各号に掲げるものについて、現場代理人からその事実の確認を請求されたとき又は自らその事実を発見したときは、現場代理人の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、現場代理人が立会いに応じない場合は、現場代理人の立会いを得ずに行うものとする。

- (1) 図面、仕様書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場とが一致しないこと。
- (5) 設計図書に明示されていない施工条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 工事監督員は、当該事実の確認後、調査結果(措置が必要となる場合は当該指示を含む。)を調査終了後14日以内に現場代理人に通知しなければならない。

(設計図書の変更)

第23条 工事監督員は、前条の確認の結果、設計図書を変更する必要があると認められるときは、営繕工事設計変更要領により事務処理を行うものとする。

2 工事監督員は、支出負担行為担当者等が必要と認める場合における設計図書の変更に係る事務については、第1項の規定によるものとする。

3 工事監督員は、概数に係る数量の確定については、第1項の規定によるものとする。

(工事の一時中止)

第24条 工事監督員は、工事の全部又は一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、工事一時中止上申書を支出負担行為担当者等に提出し、その指示を受けるものとする。

- 2 工事監督員は、工事の一時中止に伴い、工期を変更する必要がある場合は、工期の算定を適切に行うものとする。
- 3 工事監督員は、受注者から承諾書が提出された場合は、速やかに支出負担行為担当者等に報告しなければならない。

(工期の延長請求)

第25条 工事監督員は、受注者から工期延長請求書の提出があった場合は、工程状況及びその理由に関する調査を行い、工期延長副申書を添えて支出負担行為担当者等に提出し、その指示を受けるものとする。

- 2 工事監督員は、受注者から承諾書が提出された場合は、速やかに支出負担行為担当者等に報告しなければならない。

(一般的損害等発生の調査及び報告)

第26条 工事監督員は、工事目的物等の損害について、現場代理人から報告を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、損害発生報告書を支出負担行為担当者等に提出し、その指示を受けるものとする。

- 2 第三者に及ぼした損害についても、前項の規定を適用するものとする。

(不可抗力による損害発生の調査及び報告)

第27条 工事監督員は、天災等の不可抗力による工事目的物等の損害について、現場代理人から損害発生通知書の提出があった場合は、現場代理人の立会いの上、その原因、損害の状況等を調査し、その結果について損害発生確認書を作成し、損害発生報告書に添付して支出負担行為担当者等に提出し、その指示を受けるものとする。

- 2 工事監督員は、受注者より損害負担請求書の提出があった場合は、速やかに支出負担行為担当者等に報告し、その指示を受けるものとする。

(中間検査通知書の受理、報告及び中間検査の要請)

第28条 工事監督員は、契約図書に定められたもの又は支出負担行為担当者等が必要と認めた場合において、中間検査部分が完了したときは、受注者から中間検査通知書等の提出を受け、中間検査部分を確認し、速やかに支出負担行為担当者等に報告しなければならない。

- 2 工事監督員は、前項のほか、中間検査が必要と判断する場合は、中間検査要請書により支出負担行為担当者等に中間検査の実施を要請できるものとする。

(部分使用及び検査)

第29条 工事監督員は、支出負担行為担当者等が部分使用を行う必要がある場合は、受注者に対し部分使用協議書により協議するものとする。

- 2 工事監督員は、受注者から承諾書が提出された場合は、速やかに支出負担行為担当者等に報告しなければならない。

(発生材の処理)

第30条 工事監督員は、契約図書により発生材の引渡しを要した場合において、受注者から解体材（発生材）報告書の提出を受けたときは、速やかに支出負担行為担当者等に報告しなければならない。

(地元対応)

第31条 工事監督員は、地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し適切にその対応を行わなければならない。

(関係機関との協議、調整)

第32条 工事監督員は、工事に関して、必要に応じて関係機関との協議、調整等を行い、それに伴う必要な措置を講ずるものとする。

(臨機の措置)

第33条 工事監督員は、必要な場合において、受注者から臨機の措置に係る意見を求められたときは、意見を述べなければならない。

2 工事監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

3 工事監督員は、第3項により受注者に対して請求を行った場合は、速やかに臨機の措置報告書を支出負担行為担当者等に提出しなければならない。

(事故等に対する措置)

第34条 工事監督員は、受注者から事故等の発生報告があったときは、受注者から事故発生報告書の提出を徴し、速やかに支出負担行為担当者等に報告しなければならない。

2 工事監督員は、事故等の状況が明らかになったときは、受注者から労働災害等の発生について(報告)を徴し、速やかに支出負担行為担当者等に報告しなければならない。

(でき形部分等の確認及び報告)

第35条 工事監督員は、受注者からでき形部分確認請求書の提出があった場合は、当該請求に係るでき形部分等を確認し、速やかに支出負担行為担当者等に報告しなければならない。

(中間前金払認定請求の確認及び報告)

第36条 工事監督員は、受注者から中間前金払認定請求書の提出があった場合は、当該請求に必要なでき形部分等を確認し、速やかに支出負担行為担当者等に報告しなければならない。

(工事完成通知書等の受理及び報告)

第37条 工事監督員は、受注者から工事完成通知書(指定部分に係る場合を含む。)の提出があったときは、内容を確認した上で、速やかに支出負担行為担当者等に報告しなければならない。なお、工事完成通知書(指定部分に係る場合を除く。)には、雇用労働者就労状況報告書及び建設業退職金共済証紙貼付実績書(建設業退職金共済掛金収納書を提出している場合に限る。)を添付するものとする。

(検査日の通知)

第38条 工事監督員は、工事完成検査(でき形部分等、指定部分、中間検査及び修補完了検査を含む。以下「工事検査等」という。)に先立って、支出負担行為担当者等の指定する検査日を受注者に通知するものとする。

(工事検査等の立会)

第39条 工事監督員は、工事検査等にあたり、検査員に立会を求められたときは、これに応じなければならない。

(工事関係書類等の引渡し)

第40条 工事監督員は、工事完成受渡し後、工事関係書類等を支出負担行為担当者等に引き渡さなければならない。

(工事成績の評定)

第41条 工事監督員は、工事が完成したときは、北海道請負工事施行成績評定要領に基づき評定を行わなければならない。